

特別養護老人ホーム 菊香園
小規模多機能型居宅介護事業重要事項説明書
ののしまハウス

小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

当事業者は、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

〒861-1104 合志市御代志718-4 電話. 096-242-0138

社会福祉法人 山紫会 特別養護老人ホーム 菊香園 総合施設長 水上 次雄

2. 事業所の概要

指定小規模多機能型居宅介護事業所 ののしまハウス

〒861-1103 熊本県合志市野々島2595番1 電話. 096-242-8101

管理者氏名： 谷 昭二（介護支援専門員）

事業所の目的：

地域のお年寄りが、住み慣れた自宅や地域での生活、人間関係を継続しながら、その人らしく最後まで暮らすことが出来るような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、サービスを提供します。

事業所の運営方針：

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

開設年月：平成18年6月

登録定員：29人（通いサービス定員15人、宿泊サービス定員9人）

居室等の概要：

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

宿泊室は、個室9部屋をご用意しておりますが、利用者の方の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もございます。

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|---------------|----|-----------------------------|
| 宿泊室（個室） | 9室 | |
| 共有スペース・談話コーナー | | 食堂 |
| 浴室 | 1室 | リフト浴 |
| トイレ（多目的） | 2室 | （シャワートイレ） |
| 緊急通報設備 | | |
| 消防用設備 | | 消火器、自動火災報知設備、火災通報設備、スプリンクラー |

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域：合志市全域

営業日：年中無休（尚、受付・相談については、通いサービスの時間と同様です）

営業時間：通いサービス（8時～21時）宿泊サービス（21時～8時）訪問サービス（24時間）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。又必要に応じて、下記以外の職員を置くものとします。

介護支援専門員 1名、看護職員 1名、介護職員 5名、ヘルパー 1名

※日中の通いサービスにおいて、利用者3名につき1名以上及び訪問担当職員1名、夜間において宿泊サービス担当職員1名及び訪問担当職員1名を配置するものとします。

職員の勤務時間は原則として次の通りです。(その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。)

日勤：7時30分～18時00分、夜勤：18時00分～8時00分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第5条参照）

介護保険の給付の対象となるサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割となります。通い・訪問・宿泊のサービスを具体的に、それぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

○利用料金表(介護保険給付対象サービス) * 令和6年4月報酬改定にて変更

| 介護度 | 自己負担金 | 備考 |
|------|-----------|--------------|
| 要支援1 | 3,450円/月 | (3,450単位/月) |
| 要支援2 | 6,972円/月 | (6,972単位/月) |
| 要介護1 | 10,458円/月 | (10,458単位/月) |
| 要介護2 | 15,370円/月 | (15,370単位/月) |
| 要介護3 | 22,359円/月 | (22,359単位/月) |
| 要介護4 | 24,677円/月 | (24,677単位/月) |
| 要介護5 | 27,209円/月 | (27,209単位/月) |

○利用料金表(介護保険給付対象サービス)(同一建物居住者)

| 介護度 | 自己負担金 | 備考 |
|------|-----------|--------------|
| 要支援1 | 3,109円/月 | (3,109単位/月) |
| 要支援2 | 6,281円/月 | (6,281単位/月) |
| 要介護1 | 9,423円/月 | (9,423単位/月) |
| 要介護2 | 13,849円/月 | (13,849単位/月) |
| 要介護3 | 20,144円/月 | (20,144単位/月) |
| 要介護4 | 22,233円/月 | (22,233単位/月) |
| 要介護5 | 24,516円/月 | (24,516単位/月) |

<加算対象となるサービス>

1. 利用者のニーズに対応するため、常勤の看護職員の配置に対する加算。

| | | |
|-----------|--------|-----------|
| 看護職員配置加算Ⅱ | 700円/月 | (700単位/月) |
|-----------|--------|-----------|

2. 安定的な介護サービスを提供するため、常勤職員の配置に対する加算。

| | | |
|---------------|--------|-----------|
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 750円/月 | (750単位/月) |
|---------------|--------|-----------|

3. 介護現場で働く職員等のベースアップと介護職員等の確保、処遇改善に対する加算。(令和6年6月)

| | |
|-------------|---------|
| 介護職員等処遇改加算Ⅰ | 14.9%/月 |
|-------------|---------|

4. ※小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日起算して30日以内の期間については、下記の初期加算の対象となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

| | | |
|------|-------|--------------|
| 初期加算 | 30円/日 | 登録した日から30日以内 |
|------|-------|--------------|

上記の金額は月ごとの包括料金ですので、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が多かった場合、あるいは少なかった場合でも、日割りでの割引または増額はございません。但し、月途中から登録した場合、または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて、日割りした料金をお支払いいただきます。尚、「登録日」は利用者が、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日、「登録終了日」は、利用者と当時業者の利用契約を終了した日となります。

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

○介護保険給付対象外の利用料金表（令和6年2月1日より食費を変更）

| | | |
|-------------|------------|--------------|
| 食事代(夕食) | 549円/回 | |
| 食事代(昼食) | 529円/回 | |
| 〃（朝食） | 367円/回 | |
| 宿泊代 | 1,500円/泊 | |
| 紙おむつ | 79円～109円/枚 | ※種類・枚数に応じて実費 |
| 尿取りパッド | 16円～41円/枚 | ※種類・枚数に応じて実費 |
| 趣味材料、野外行事費等 | 実費 | (注1)日帰り旅行他 |

※ 紙おむつ・尿取りパッド等は、ご持参いただいた場合は無料です。

※注)1、契約書一第5条第5項の①に係る費用。

尚、ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）介護保険給付外の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更内容及び事由について、変更を行う2ヶ月前にご説明します。

○利用料金のお支払い方法について、前記利用料金は1ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により、翌月20日までにお支払いいただきます。

①事業所での現金支払い ②銀行振り込み ③自動口座引落とし

【銀行振り込みの場合】

| | | |
|----------------|------|-------------|
| 肥後銀行 堀川支店 | 普通預金 | 口座番号:365146 |
| 名義人：社会福祉法人 山紫会 | | |
| 特別養護老人ホーム菊香園 | | |
| 理事長 水上 次雄 | | |

※（尚、振込みにかかる手数料はご負担いただきます）

○利用の中止、変更、追加について（契約書第6条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは追加する場合は、原則としてサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者はご契約者の状

況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容および評価結果等は、書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 緊急時、事故等における対応方法

当事業所は、当該事業を実施中に利用者の症状に急変、事故等その他緊急事態が生じたときは、速やかに内容を確認し必要な措置を講じると共に、管理者、家族、保険者（合志市）に連絡します。

7. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口にて受け付けます。

（1）苦情相談窓口（担当者）

- 苦情受付担当者 谷 昭二（介護支援専門員）
- 受付時間 毎週：月曜～金曜日 10：00～16：00
- 苦情解決責任者 総合施設長 水上 次雄

（2）行政機関その他苦情受付機関

合志市役所 高齢者支援課 合志市竹迫2140番地
電話（096-248-1102）

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供に当り、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

構成：利用者および利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員
小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて、以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

| | |
|---------------|-------------------|
| 合志第一病院 | TEL. 096-242-2745 |
| 特別養護老人ホーム 菊香園 | TEL. 096-242-0138 |

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また防災訓練を年2回行います。

11. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12. サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での宗教活動および政治活動はお断りいたします。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

住 所 千861-1103 熊本県合志市野々島2595-1
事業者名 社会福祉法人 山 紫 会
特別養護老人ホーム 菊香園
小規模多機能型居宅介護事業所 ののしまハウス

説 明 者 谷 昭 二 印

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。